(仮称)厚木市公契約条例及び同条例施行規則の骨子

1 目的

条例の目的を規定

- ・市の事務及び事業の適正な執行の確保
- ・公契約に係る業務に従事する労働者等が安心して働く ことのできる労働環境の整備
- ・地域社会の健全な発展への寄与

2 定義

「公契約」や「市長等」などの用語の定義を規定

3 基本方針

市が締結する契約及び公の施設の管理に関する協定に係る基本方針を規定

- ・ 透明性の確保
- ・適正な履行の確保
- ・予算の適正な執行及び公正な競争の促進
- ・談合その他の不正行為の排除の徹底
- ・労働者等の労働環境の改善への配慮
- ・地域経済の活性化の促進

4 市の責務

公契約における市の責務を規定

・基本方針の下に、公契約に係る施策を推進する。

5 受注者の責務

公契約における受注者の責務を規定

- ・公契約の適正な履行に努める。
- ・市が推進する公契約に係る施策に協力する。
- ・労働者等の労働環境の整備に努める。
- ・受注関係者との契約は、各々の対等な立場における合意 に基づいた公正な契約とする。

6 対象契約の範囲

労働者等に一定額以上の労働報酬が支払われることを定めなければならない公契約の範囲を規定

- ・予定価格 1 億円以上の工事請負契約
- ・予定価格1千万円以上の業務委託契約(清掃、受付、案内、電話交換、警備、駐車場管理、給食調理)
- ・指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定

7 対象労働者等の範囲

- 一定額以上の労働報酬が支払われる労働者等の範囲を規 定
 - ・公共工事設計労務単価に掲げる職種に該当し、予定価格 1億円以上の工事請負契約に係る作業に従事する労働 者等
 - ・予定価格1千万円以上の業務委託契約(清掃、受付、案内、電話交換、警備、駐車場管理、給食調理)又は指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定に係る作業に従事する労働者等

8 労働報酬下限額

対象労働者等に支払われるべき労働報酬の下限額の決定 方法等を規定

- ・毎年、労働報酬下限額を定めて告示する。
- ・労働報酬下限額は、公共工事設計労務単価等を勘案して定める。
- ・労働報酬下限額を定めようとする場合は、事業者及び 労働者の代表並びに学識経験者からなる審議会の意見 を聴かなければならない。

9 実効性確保の手法

条例の実効性を確保するための手法を規定

- ・台帳の作成、提出
- ・労働者等の申出
- ・市の調査等
- ・是正措置
- ・受注者と受注関係者の共同責任
- ・違反時の措置

10 審議会

労働報酬下限額について、市長の諮問に応じ、調査・審議 する審議会の組織等を規定

11 出資法人の努力義務

市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、市長が指定する者は、市が当事者となる契約に準じた取扱いをするよう努めることを規定

12 見直し

一定の期間内に条例の施行の状況等について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定